

社用車についての税金のポイント解説。新車？中古車？

2019年10月に予定されている消費税率10%への引き上げに合わせて、自動車税制も改正されます。

①エコカー減税の見直し・延長

エコカー減税とは、国土交通省が定める排出ガスと燃費の基準値をクリアしている、優れた環境性能の車の購入に際して適用される税金の優遇制度のことで、新車購入時に支払う『自動車取得税』と『自動車重量税』、翌年以降の『自動車税』の3つについて優遇があります。

エコカー減税の見直しにより、自動車取得税は2019年4月1



税理士法人ライト福島事務所
代表社員税理士 瀬谷 幸太郎

日から、自動車重量税は2019年5月1日から一部変更となりました。

②新車は「燃費目標基準+40%」の車以外は増税に。

エコカー減税の対象となる税金のうち自動車重量税は、車検証の車両重量に記載された重量、燃費などにより税額が定められています。

これまでは、自動車燃費目標基準を達成すると25%ほど税金が軽減され、その基準をさらに10%上回って達成すると50%の税金が軽減されていました。しかし、5月1日からは基準+10%の達成でも半分の25%しか軽減されなくなり、また、これまでは基準+20%の達成で75%軽減だったのが、50%の軽減に変更となりました。しかし、基準+40%を達成する車種であれば、これまでと変わらずに、自動車重量税が免除されます。さらに自動車取得税も非課税

となります。

なお、エコカー減税は、自動車取得税は2019年9月30日まで、自動車重量税は2021年4月30日まで延長されています。

③中古車購入なら、「4年落ち以上」。

社用車として中古車の購入を検討するケースですが、自動車を購入する際は、新車であれ、中古車であれ、購入金額が20万円（特別適用の場合は30万）以上の資産は固定資産として計上し、【減価償却費】として、法定耐用年数に応じて計算した金額を限度として、各事業年の損金に計上します。

では、中古車のケースはどうなるかというと、中古車は買った時点で一定期間使用されているため、法定耐用年数が短くなります。中古車の法定耐用年数は、次の式で求めることができます。（新車の耐用年数－経過年数）＋経過年数×20% 普通車の新車の法定耐

用年数は6年であるため、例えば4年落ちの中古車を買った場合は、耐用年数は2年になります。耐用年数が2年の場合の定率法（法人の場合）の償却率は1.0であるため購入が事業開始月だった場合、中古車の購入代金が減価償却費としてその年の事業年度に全額損金となります。期の途中で購入した場合は、月数按分された分が損金となります。

④社用車を購入する場合のポイント

社用車を新車で購入する場合は、エコカー減税の恩恵を最大限に受けられるのは燃費目標基準+40%達成している車種が、最も税金的にお得。中古車を購入する場合は4年以上経過している車が早く損金に計上することができます。

社用車の購入を検討している場合には、上記のような税金面も考慮しながら検討してみたいかがでしょうか？